

正會社法は、我が國會社界の實際に鑑み、従前の罰則よりも一層之を加重し、又罰すべき範圍も廣くして居りますから、當路者は宜しく三省自戒、職務に最善の忠實を捧げねば、噬臍の悔を貽すに臻るやも知れぬのであります。

## 第二節 制裁の種類

### 第一 刑罰と行政罰。

會社罰則には、刑罰と行政罰とがあり、第四百八十六條乃至第四百九十七條は刑罰で、第四百九十八條は行政罰であります。

因に刑罰とは、犯罪行為を處罰する爲めに、國家が犯人に加ふる制裁であり、行政罰とは行政處分として科する制裁であります。

### 第二 刑罰種類。

改正會社法に依る刑罰の種類には、懲役・罰金・沒收の三種があります。

### 第三 行政罰上の制裁。

改正會社法の行政罰上の制裁は、過料のみであります。

因に刑罰は總べて刑事訴訟法に依つて處分すべきもの、過料は刑罰に非ざるが故に、非訟事件手続法に依つて處分すべきものであります。

## 第三節 制裁及び制裁を受くべき者と其の行爲

改正會社法の特徴として、制裁の程度を重くし、制裁を受くべき者と其の行爲の範圍を著しく廣く致しました。

### 第一 制裁の程度。

従來は刑罰としては最高一年の懲役・禁錮・一千圓の罰金であり、過料としては最高一千圓でありましたが、改正會社法は一躍其の程度を重くし、最高七年の懲役、壹萬圓の罰金とし、更に沒收を附加致しました。

因に改正法に在りては、禁錮刑は之を認めませんが、之は刑罰規定に該當する行爲は、何れも

私慾に驅られたる破廉恥的のものなるが故であります。

第二 制裁を受くべき者。

従來は、會社法の罰則に依つて制裁を受くべき者は、發起人・取締役・株式合資會社の業務執行社員・監査役・検査役・株式會社若くは株式合資會社支配人・清算人・外國會社の代表者に限られて居りましたが、改正會社法は其の範圍を擴張し、如上資格の有無に拘らず、苟くも處罰すべき行為を敢てしたる上は、其の人の如何を區別せず、殆ど總べての人を處分することゝ致しました。

第三 制裁を受くべき行為。

改正會社法は、制裁を受くべき行為の範圍をも、亦極めて廣く致しました。

以上の如くであります。罰則に關する規定は特に之を説明せずとも、條文を一讀すれば、充分御會得の行くことと思ひますから、添附の讀者カードと引換に差上げる改正會社法法規全集に就いて御参照を願ふ事と致し、本章は之を以て擱筆致しますると共に、本書の終末と致します。

株式會社 設立  
清算  
實務 必携 — 完 —

昭和十三年十月二十五日印刷  
昭和十三年十月二十八日發行

株式會社 設立  
清算  
實務 必携 附

【定價金貳圓八拾錢】—送料廿錢

著者版權所有



神奈川縣茅ヶ崎町南湖上町四四九一  
日本會社實務研究所長

著者 大村 聖友

東京市神田區神保町一ノ六七

發行者 岡田 增三郎

東京市神田區錦町三ノ十五

印刷者 今成 喜朔

— 納本製藤佐 —

發行所

東京市神田區  
神保町一ノ六七

東 榮 堂 書 店

振替東京四八七六番  
電話神田一五一四番

野村男三著

定價金貳圓  
送料金拾貳錢

★ 合名會社實務誌  
合資

高森昇一郎著

定價金壹圓八拾錢  
送料金拾四錢

—國策線上に沿ふ—  
—上手な金の廻し方・殖し方—

★ 利殖と貯蓄の秘訣

日本會社實務研究所長

定價金貳圓八拾錢

大村聖友著

送料金貳拾錢

★ 株式會社實務必携

—新會社法に據る—

日本會社實務研究所編輯

定價金參拾錢  
送料金參錢

★ 新制會社法法規全集 (近刊)

—商法中改正法律・日本有限會社法—

日本會社實務研究所長

定價未定

大村聖友著

四六判特製

★ 日本有限會社實務必携 (近刊)

野村男三著

定價未定  
四六判特製

★ 株式會社實務篇 (近刊)

—改正會社法に據る—

書店に品切の節は本社へ御注文下さい

717
187

